

事業名：国道116号美咲町・新光町電線共同溝PFI事業

令和5年11月24日に再公告した入札説明書等に関する
第2回質問に対する回答

令和6年2月2日

北陸地方整備局

国道116号美咲町・新光町電線共同溝PFI事業【再公告】入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	添付2 要求水準書	50	第5章	4	(4)	エ 抜柱完了時期	「2年以内に完了が困難な場合は、北陸地方整備局と協議して対応すること。」とありますが、事業者の責ではない抜柱完了時期の延伸が認められた場合は、維持管理業務に係る調整業務にかかる費用は設計変更と理解してよろしいでしょうか。	入線業者等との抜柱・入線に関する調整は、維持管理業務に係る調整業務に含まれており、要求水準である「抜柱は、本施設の完成（引渡）検査の日から2年以内に占業者に完了させること。」に対して、受注した事業者は、最大限の努力をするものとします。 その上で、明らかに事業者において予見できない事由により、やむを得ず本施設の完成（引渡）検査の日から2年以内に抜柱できない場合は、北陸地方整備局と協議して対応することとします。 なお、北陸地方整備局と協議して対応した、本施設の完成（引渡）検査の日から2年を超えて「明らかに事業者において予見できない事由」に対する調整費用（当初予定していた抜柱・入線に関する調整業務に含まれる内容を除く）が生じた場合は、発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。
2	添付3 事業者が付す保険等	1	第1章	1・2	(1)	設計・建設工事 契約履行保証保険 土木工事保険	履行保証保険、土木工事保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間（引渡前倒予定日）まで契約としてよろしいでしょうか。	土木工事の事業期間に応じ、契約してください。
3	添付5 事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	3	(1) イ	割賦手数料	「割賦手数料は、施設費とともに、令和13年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全16回に分けて支払う予定である。」とありますが、施設整備期間を1年前倒した場合、この期間に発生した割賦手数料は第1回目の支払い時にまとめて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	添付5 事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	3	(1) イ	割賦手数料	上記質問の回答で、前倒し期間の割賦手数料を負担いただける場合、その費用は入札額には含めず設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。 (入札額に含める場合は、割賦原価が満額の状態で前倒した期間の割賦手数料を負担することになるため、入札額が増加し工期短縮を図った事業者が競争上不利になることや、金利条件によっては予定価格を上回るリスクもございます。)	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
5	添付9 入札時積算 数量図面書	5				間接調査費	運搬費に関する記載が見受けられませんが、積算上計上されておりますでしょうか。 積算上計上されている場合は片道運搬時間及び車両種類をご教示いただきたいです。	設計業務における運搬費は当初計上しておりません。 運搬費については発注者と協議のうえ、設計変更の対象とします。
6	添付9 入札時積算 数量図面書	5				打合せ	摘要が空白ですが、中間打合せは何回を予定しておりますか。	数量総括表5頁に打合せの項目はありません。
7	添付9 入札時積算 数量図面書	7				打合せ	摘要が空白ですが、中間打合せは何回を予定しておりますか。	中間打合せは1回を予定します。
8	添付9 入札時積算 数量図面書	9				打合せ	摘要が空白ですが、中間打合せは何回を予定しておりますか。	中間打合せは3回を予定します。
9	添付9 入札時積算 数量図面書	9				関係機関打合せ 協議	関係機関打合せ協議が1機関となっておりますが、要求水準書P18にて 占有業者等は7社記載がございます。ご判断頂ければと思います。	全占有者一括して協議を行うことを想定していますが、 協議の方法等を指定しているわけではありません。受注した事業者の判断により適宜実施してください。 なお、受注者が実施した協議の方法に関わらず本項目については設計変更の対象とはなりません。
10	添付10 見積参考資料						本事業の積算設計単価の採用月をご提示願います。	見積参考資料（別紙）に記載のとおり、入札月です。
11	添付10 見積参考資料	21	防護柵工	防護柵工	転落(横断)防止柵	P1-1.1-3.0ベースプレート式 アンカーボルト 固定 著しい時間的制約	見積参考資料に「アンカーボルト含まず」とありますが、見積参考資料にも項目がありません。 アンカーボルトは設計変更増と考えてよいでしょうか？	当該項目については市場単価方式によるものであり、アンカーボルトの材料費は含まれています。 詳細については、令和5年度版 土木工事標準積算基準書（共通編）第VI編第2章に記載の通りです。
12						用地杭について	工事区域の用地杭の復旧及び、紛失してしまっている用地杭の復旧は設計変更の対象となるでしょうか？	発注者と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とします。